

豊中市と日本電気株式会社との

ＩＣＴを活用した次世代の行政サービスに関する包括連携協定書

豊中市（以下「甲」という。）と日本電気株式会社（以下「乙」という。）とは、以下のとおり連携に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密に連携することにより、先進的なＩＣＴ技術を積極的に活用し、共創による新たな価値の創造を推進することで、行政サービスの向上や社会課題の解決を図ることを目的とする。

（連携事項）

第２条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携協力する。

- （１）ＩＣＴの利活用による行政サービスの向上に関する事
- （２）データの利活用に関する事
- （３）スマートシティの実現に向けた取組みに関する事
- （４）上記（１）～（３）の実現に向けた人材育成に関する事
- （５）災害・緊急時のＩＣＴ活用支援に関する事
- （６）その他本協定の目的に沿う事

２ 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、連携事項の詳細については、甲乙合意の上、決定する。

（責任）

第３条 甲又は乙は、故意又は重過失がある場合を除き、本協定に基づく連携により甲又は乙に生じた如何なる損害の責任を負わないものとする。

（機密の保持）

第４条 甲及び乙は、本協定に関して知り得た情報は漏らしてはならない。本協定の効力が失われた後も同様とする。上記の規定にかかわらず、事前に相手方の承諾を得た場合は、甲又は乙以外の者に対し、本協定に関して知り得た情報を提供することができる。

（協定内容の変更）

第５条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(期間)

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間、本協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

(疑義等の決定)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれが記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年(2020年)4月24日

甲：大阪府豊中市中桜塚3丁目1番1号

豊中市

市長 長内 繁樹



乙：大阪市中央区城見一丁目4番24号

日本電気株式会社 関西支社

支社長 谷口 充

